

公益社団法人日本漫画家協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本漫画家協会と称し、英文の呼称をTHE JAPAN CARTOONISTS ASSOCIATIONとする。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 この法人は健全なる漫画の普及に関する事業を行うと共に、漫画創作活動を奨励し併せて諸外国との漫画文化の交流を図り、漫画に関する調査研究を行い、もって我が国文化の発展に寄与することをもって目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一 健全なる漫画の普及
 - 二 漫画創作活動の奨励
 - 三 漫画文化の国際交流
 - 四 漫画に関する調査研究
 - 五 会報その他出版物の発行
 - 六 漫画の普及、擁護のための著作権等管理事業
 - 七 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同し、正会員2名（うち理事1名）の推薦を得た個人
 - 二 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体
 - 三 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された個人
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより次の入会手続きをしなければならない。

- 一 正会員 理事会に入会申込をし、その承認を受けなければならない。
- 二 賛助会員 理事会に入会申込をし、その承認を受けなければならない。
- 三 名誉会員 正会員の推薦により、入会の手続きを要せず、本人承諾の上、理事会及び総会の承認を

受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき、正会員及び賛助会員は、入会金及び会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員はこの義務を負わない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- 四 1年以上会費等を滞納したとき
- 五 除名されたとき。
- 六 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て当該会員を除名することができる。

- 一 この法人の定款又は規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額の決定又はその規程
- 三 定款の変更
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 会費等の金額
- 六 会員の除名
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年6月に1回開催する他、必要がある場合に開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会に於いて開催の決議がなされたとき。
- 二 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日と

する臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、

正会員に対して開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員

が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前まで

に通知を
発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長をもってこれに当てる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- 五 解散
- 六 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の
全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第21条 この法人に、次の役員をおく。

- 一 理事 20名以上30名以内
 - 二 監事 1名以上2名以内（うち1名を公認会計士又は税理士とする）
- 2 理事のうち、1名ないし2名を代表理事とする。
- 3 常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事のうち1名が理事長に就任し、理事長以外の代表理事のうち1名を会長とすることができる。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より常務理事を選定することができる。

常務理事は5名から10名とする。

5 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長はこの法人を代表し、その業務を掌理する。
- 4 常務理事は、その担当業務につき会長、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 **会長、理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の**
状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - 二 この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を
監査すること。
 - 三 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
 - 四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは
定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び
理事会に
報告すること。
 - 五 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
 - 六 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を
することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時まで
とし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。また、補欠
により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第21条第1項に定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに
選任された者が就任するまでは、なおその役員としての権利、義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第27条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の費用に関する規程による。

(名誉会長及び参与の職務)

第28条 この法人に任意の機関として名誉会長及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦に基づき総会が承認した者とし、理事会において任期を定めた上で

選任する。

3 参与は、理事会の推薦に基づき総会が承認した者とし、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 名誉会長及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 名誉会長及び参与は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 規則の制定、変更及び廃止。
- 二 前号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定。
- 三 代表理事及び業務執行理事並びに会長、理事長及び常務理事の選定及び解職。
- 四 理事の職務の執行の監督。

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき。
- 二 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする

理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

四 第24条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、またはその請求があった日か

ら5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せ

られない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第三号により理事が招集する場合および前条第3項第四号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第三号による場合は理事が、前条第3項第四号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第二号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに役員に通知しなければならない。

5 前項の規定に関わらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第23条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 財産および会計

(財産の種別)

第39条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- 二 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項定める公益法人の設立の登記の日以後に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第40条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会に於いて議決に加わ

ることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程による

ものとする。

(財産の管理及び運用)

第41条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規約によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、

会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告書
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第44条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第2項第四号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織、運営及び内部管理等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事である会長は柳瀬嵩、理事長は千葉徹弥とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 定款文中の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」とは、平成26年4月1日時点の条項によるものとする。

平成27年6月19日改定

平成28年6月17日改定

平成30年10月31日改定

令和2年11月6日改定